

令和 5 年度第 1 回羽村市文化財保護審議会 会議録	
日 時	令和 5 年 5 月 27 日（土） 午後 3 時 35～午後 4 時 35 分
会 場	羽村市郷土博物館 会議室
出席者	白井 裕泰 会長、島田 秀男 副会長、和田 哲 委員、坂詰 智美 委員、金子 淳 委員、鈴木 秀和 委員
欠席者	坂上 洋之 委員
議 題	1 あいさつ 2 議題等 (1)令和 4 年度第 4 回羽村市文化財保護審議会会議録の確認について (2)令和 5 年度文化財説明板の作成・設置について (3)市指定有形文化財「禅福寺の山門」について 3 報告事項 (1)令和 5 年度羽村市文化財保護事業について 4 その他 (1)次回日程について 令和 5 年 月 日（ ）
傍聴者	なし
配布資料	令和 5 年度第 1 回羽村市文化財保護審議会 次第 令和 5 年度 羽村市文化財保護事業
会議の内容	1 あいさつ （会長）＜あいさつ＞ 2 議題等 (1)令和 4 年度第 4 回羽村市文化財保護審議会会議録要旨の確認について （事務局）令和 4 年度第 4 回羽村市文化財保護審議会会議録については事前に送付したとおりで、訂正等があれば御指摘いただきたい。 （会長）令和 4 年度第 4 回会議録要旨について訂正、御意見等あるか。 （委員）特になし。 （会長）無いようなので、令和 4 年度第 4 回については会議録を承認する。 (2)令和 5 年度文化財説明板の作成・設置について （会長）事務局から説明をお願いします。 （事務局）先程実施した玉川上水取水堰付近の現地視察を踏まえ、御意見等をいただきたい。 （会長）意見、質問等はあるか。 （委員）今回の説明板設置について、里正日誌を根拠として場所を特定して

	いるが、羽村の船着き場が出てくるのは里正日誌だけである。郷土研究会の資料や地元の長老格の方に聞いても、羽村の船着き場は羽村橋よりも上流の、以前説明板が設置されていた付近にある階段と言われる。やはり地元ではそう思われている。違う場所に設置すると反響があるので設置自体をやめた方が良いのではないか。ただし設置するなら、里正日誌に基づいて今回はここに設置すると明示した方が良い。 （委員）何を優先するかによって変わってくるが、通船事業があったことを第一に説明し、次に場所については、特定できないため注釈等を入れて、明示しなければ設置自体は良い。 （委員）通船事業が、玉川上水で行われていたことを示す意義は大きい。羽村橋より上流の以前説明板を設置した場所にして、船着き場の位置は明示せず、通船事業に主眼を置く形にした方が良い。 （委員）通船事業で船着き場を特定できる所は少ない。そのため、先程の長老格の方の話は大切である。そういったことから、以前設置していた場所にし、文面については、特定はできないが「ここだと言われている」「資料上ではここにある」といったように含みを持たせた方がよい。 （委員）場所は特定できないという前提の上、これまでの資料や言い伝えを含める形で、通船事業があったということを伝える。場所については、以前設置していた場所で、人目についた方が良い。文面については、大幅に変える必要がある。 （会長）羽村橋から下流、第三水門付近の右岸が適当である。現実には里正日誌と玉川上水実測図に船着き場の位置や建物の屋根が描かれており、これらの資料により、少なくとも完全に特定はできないが、羽村橋から下流、川崎橋（堂橋）の間に船着き場があったことが推定できる。文面については、場所は特定せず、対象物の近くに説明板を設置するのが適当である。 （会長）通船事業をどう捉え、説明板の性格をどう位置付けるか。委員それぞれ意見は違うが、通船事業でまとめた方が良いだろう。前回事務局から提案があった、玉川上水船着き場から玉川上水通船への説明板のタイトル変更によっても、場所がずいぶん違ってくる。船着き場としての場所性、通船事業としての商業的な意味、どちらを重視するかによる。まとめると、設置はしてもいいが、文面及び場所が問題ということであろう。 （委員）通船事業は事実であり、明示することは良いが、元の場所が地元では船着き場として言われているため、通船事業をメインにして、地元ではここと言われているという点と里正日誌に記載されている点を含めて書けば問題はない。 （会長）文面と設置場所は関連している。元の場所にある階段は何かしら船
--	--

	着き場としての可能性は否定しないが、ただ通船事業の船着き場とは違うものではないか。 (委員) 指田茂十郎の記念碑を作成した際、記念誌を作成した。その中に指田茂十郎が江戸に急用な用事があった時に舟を停めた降り口であると記されている。水番人をしていたので、元々そういう舟を置いた場所であるため、通船の起点になるのではないか。 (会長) 田村半十郎の敷地内からも、上水へ舟で出られるようになっている。 (委員) 田村半十郎の敷地付近に、かつて船溜まりがあった。 (会長) 里正日誌と玉川上水実測図の価値をどうみるかだが、無視はできない。少なくとも玉川上水実測図は正確に書いているのではないか。 (委員) 玉川上水実測図の左岸側に木が書いてあるが、かつては家や畑があった。奥多摩街道はかつてもっと狭く奥多摩街道と玉川上水との間が広がった。東京都公文書館に当時東京都水道局が民有地を買収した図面が収蔵されている。それらをみると家や畑になっており、明治時代の土地がどうなっているのか調べたが、羽村橋から第三水門付近までみても個人所有でよくわからなかった。これは公文書なので間違いがない。 (会長) 元々船溜まりを設置する余地がないのか。 (委員) 設置する余地はあるが、船溜まりにするなら個人所有の土地ではないのではないか。 (会長) 全部の土地の所有者がわかるのか。いつ時点のものか。 (委員) 明治 31 年である。 (会長) 明治初期との時間差がある。 (委員) 30 年程の時間差はあるが、明治 31 年時点では個人の所有になっており、同じ人が持っていたかどうかわからないが、はっきりしない。 (会長) 里正日誌と玉川上水実測図の資料が 2 点あるため信憑性が高いと考える。 (委員) 場所については、新たな資料が出ない限り、確実なことは言えないだろう。看板をどこに設置すれば人目につき効果があるのか、元々設置してあった場所なのか、里正日誌等に基づき羽村橋の下流なのか、どこが適切なのか、バランスをみて決断する必要がある。個人としては、設置した理由の説明がつけば、どちらでも良い。委員の皆さんの意見をまとめ、これらの要素を組み合わせれば良い。 (委員) 玉川上水実測図の正確性については、明治 5 年の段階で作成されているため、それほど間違っていないのではないか。通船事業は明治 5 年に廃止され、大抵の船溜まりは埋立ての指示が出された。明治 5 年の段階でこの図が船溜まりだったとしても、埋められてしまっている。そのため、現に使
--	--

	われていたであろうと言われている、昔の場所に設置したほうが、人目につくという点でも良い。下流域の船溜まりについても実証ができていない理由はそこにあり、この階段を使って舟に乗ったというような説明をした方が一般にはわかりやすいのではないか。 （会長）実際に船溜まりが描いてある資料があり、これらを否定してしまうのはどうか。 （委員）里正日誌と玉川上水実測図を比較すると、羽村橋の下流が船溜まりだとすると、位置関係が逆転してしまうのではないか。 （会長）船溜まりが四角く描いてあるのと、物置小屋がある。この2点の位置関係が逆転していても、日誌なので逆転して描くということもありうる。特定しようとしているわけではなく、羽村橋とこの境界（点線）の間にある。だからその近くに設置したらどうかということである。文面も特定した形では書けない。 （会長）この結論はいつまでに出せばよいか。 （事務局）令和5年度事業なので、第3回位までに文面、場所が決まっていれば良い。また、次回に向けて文面（案）を事務局でいくつか用意しておく。 （会長）今回は保留とし、次回議論を行う。 (3)市指定有形文化財「禅福寺の山門」について （会長）事務局から説明をお願いします。 （事務局）令和5年4月17日に発生した、禅福寺付近の火災現場からの飛び火による山門の延焼について、先程実施した現地視察を踏まえ、御意見等をいただきたい。 （会長）意見、質問等はあるか。 （会長）火災の被害は屋根のみで、一部化粧垂木、化粧板に損傷が見られるが、この程度であれば、前回修理した際に作成した図面が残っているので、復元することができる。そのため、指定解除には至らないという結論で良いだろう。保存計画が出た段階で議論すれば良い。 （事務局）指定解除はしないということで了解した。保存計画等が提出されたら、御意見等いただきたい。 3 報告事項 (1)令和5年度羽村市文化財保護事業について （会長）事務局から説明をお願いします。 （事務局）＜【令和5年度 羽村市文化財保護事業】を用いて説明＞令和4年度第4回審議会で示した令和5年度文化財保護事業について、3月議会に
--	--

	において予算案が可決されたため、予算の部分について説明する。 （会長）意見、質問等はあるか。 （委員）特になし。 4 その他 （1）次回日程について （事務局）例年7月に開催している。 （会長）候補日を7月15日（土）として、調整のうえ決定とする。 （会長）以上で本日の審議会は終了とする。
--	---